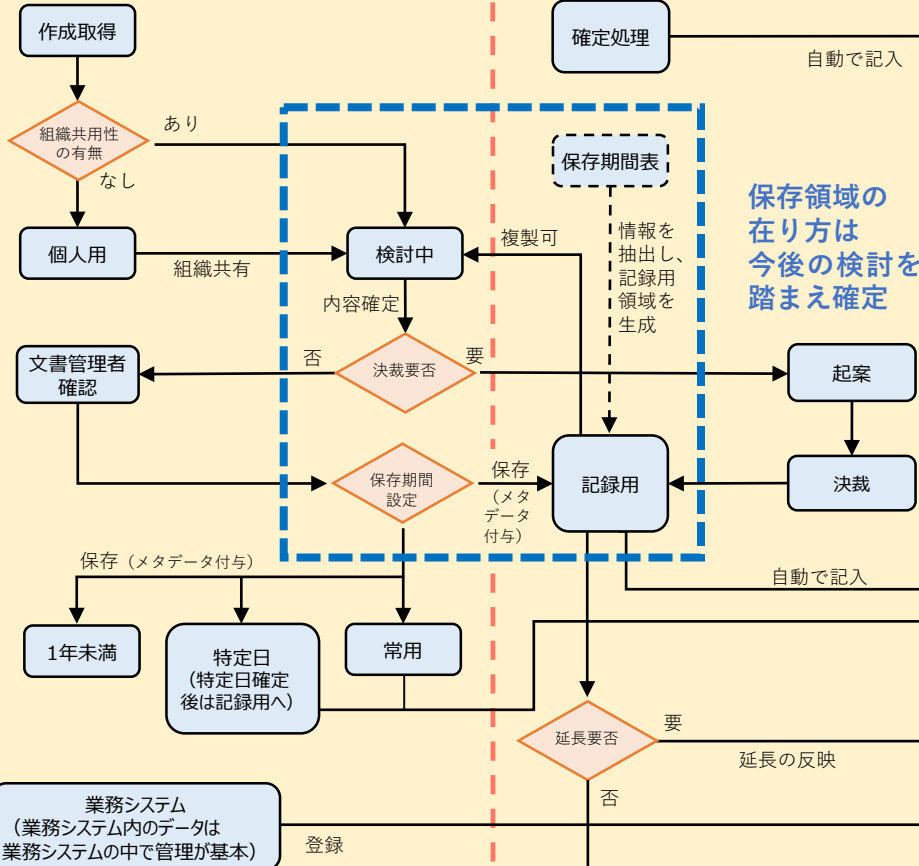


新システムとして整備を想定する範囲

※文書の受付、施行は文書取扱規則に関する事柄であり、公文書管理法の範囲ではないが、同じシステム上で何らかの処理を行えるようにするが、検討が必要か。

公文書管理業務フロー図

各行政機関のシステム

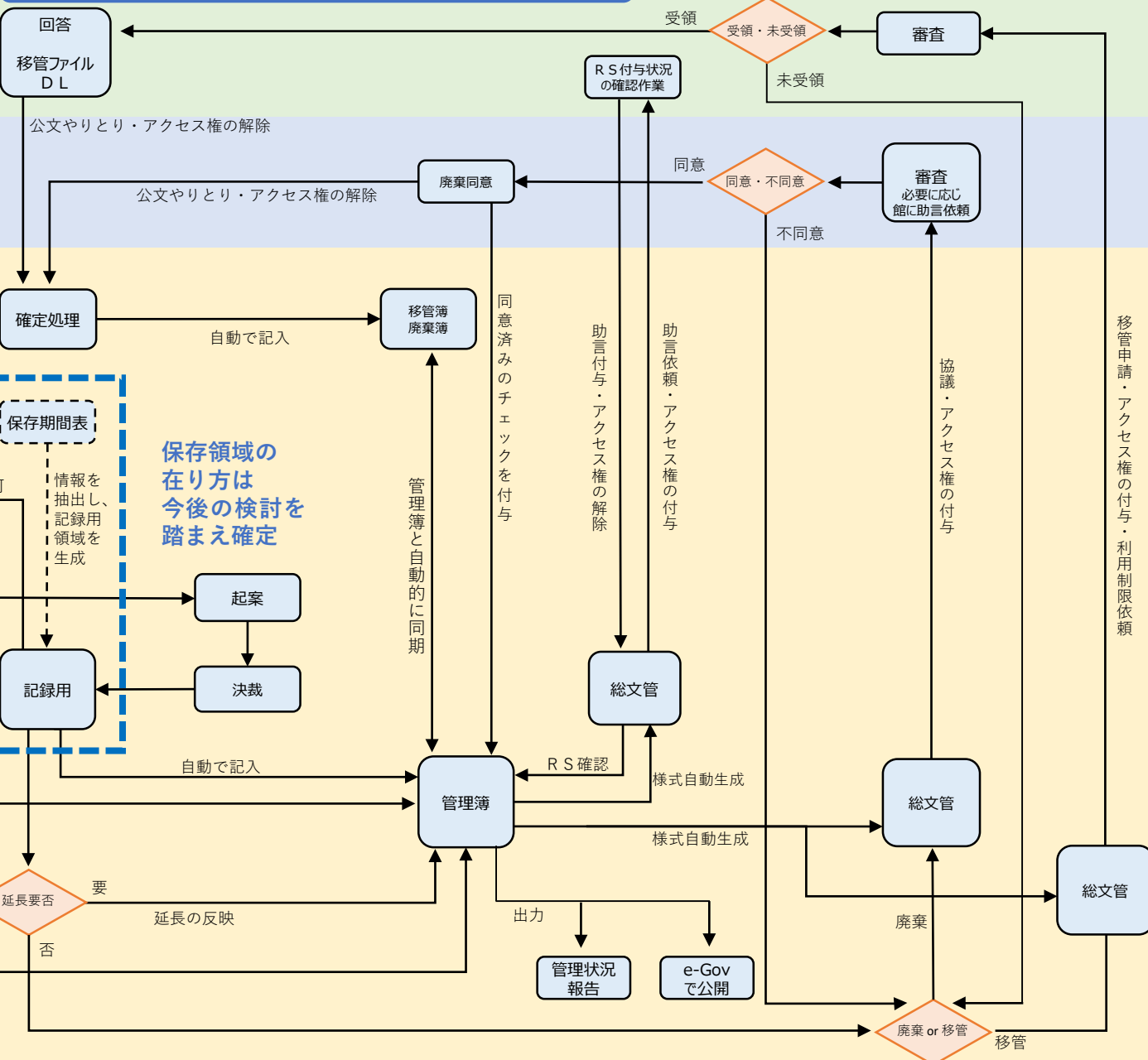


公文書館

内閣府

各府省

保存領域の在り方は今後の検討を踏まえ確定



※「記録用」内のファイルは、保存することにより長期保存フォーマットへ変換、読取専用（ダウンロードや印刷まで制限するかは要検討。）。
※管理簿において廃棄同意済みのチェックがつき、保存期間満了していれば、文書管理者による確定処理により削除できるものとする。移管の際は、公文書館等へアクセス権を付与。